

所得税と市・県民税（国保税）の申告が始まります。申告が必要な方は必ず申告をしてください。

所得税の申告の必要な方

- ▽給与所得者以外の方
 - ① 事業・農業・不動産所得がある方（売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要）
 - ② 保険の満期や不動産等の売却収入等があった方
- ▽給与所得者の方
 - 通常は年末調整で精算されていますが、次の方は申告が必要です。
 - ① 給与の年収が2千万円を超える方
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方（20万円以下の場合でも、市・県民税の申告は必要）
 - ③ 2か所以上から給料をもらっている方
 - ④ 年末調整後に扶養等控除額に変更があった場合（合計所得金額が38万円以上の場合は必要）

方を扶養に取ることはできません。

確定申告すれば所得税が還付される方

- ① 災害や盗難にあったとき（洲本税務署で申告ください）
- ② 多額の医療費を支払ったとき
- ③ 国や地方公共団体等に寄附したとき
- ④ 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき、または増改築したとき
- ⑤ 年末調整しなかった控除額がある方

市・県民税の申告の必要な方

平成20年1月1日現在、南あわじ市内に住所のある方は

原則として申告書の提出が必要ですが、次の条件に当てはまる方は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告を済ませた方
- ② 平成19年中の所得が、一か所からの給与または公的年金のみの方（遺族年金・障害者年金以外）
- ※ 障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けようとする方は申告が必要ですが、南あわじ市内に在住している親族の税法上の扶養になつていない方
- 右記に該当しない方は、平成19年中の所得がない方も、所得が「0」の申告が必要ですが、

確定申告に必要なもの

- ① 給与・年金のある方は「源泉徴収票」（年金額のお知らせ）は不可
- ② 医療費控除を受ける方は事前に集計した「医療費の明細書」（支払った医療費の領収書（コピー）や医療費のお知らせ）は不可
- ③ 生命保険・地震保険料控除を受ける方はその「支払保険料の証明書」
- ④ 住宅借入金等特別控除を受ける方は「登記簿謄本」、「住民票の写し」、「売買・請負契約書の写し」、「住宅ローンの年末残高等証明書」
- ⑤ 国民年金保険料を支払われた方は、その「支払保険料

一定基準を満たす高齢者も適用 障害者控除対象者認定書の交付

所得税と市県民税の障害者控除の適用は、原則として障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

上記以外の方でも、次の条件をすべて満たす方からの申請があり、審査を経て、障害者控除対象者認定書を交付することができます。この認定書により、障害者控除を受けることができます。

- ◆ 対象者 次のすべての条件を満たす方
 - ① 満65歳以上（12月31日現在）
 - ② 要介護認定を受けている
 - ③ 身体もしくは精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない
- ◆ 申請先 総合窓口センター
- ☎ 長寿福祉課 ☎ 44-3005

19年度の税制改正で、減価償却制度が改正

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法の主な改正点については、以下のとおりです。

- ① 改正前の減価償却費の計算における「償却可能限度額」（取得価額の95%相当額）及び「残存価額」が廃止され、「新たな償却方法（定額法・定率法等）」により減価償却費を計算する。
 - ② 減価償却資産の取得価額から、各年分の減価償却費の累積額を控除した金額（未償却残高）が1円になるまで償却する。
 - ③ 新たな償却方法の計算において適用される「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました。
- ☎ 洲本税務署 ☎ 24-1212

申告受付日一覧

下記期間以外での「所得税の確定申告」は洲本税務署へお願いします。

開催日	曜	申告受付会場				税務署による出張相談	税理士による地区無料相談
		●印は申告相談受付日	三原市民センター	緑庁舎	西淡第2庁舎集会室		
2月18日	月	●					
2月19日	火	●			●	南淡庁舎	商工会南淡支所
2月20日	水	●		●	沼島出張所	西淡集会室	商工会西淡支所
2月21日	木	●				三原市民センター	商工会本所
2月22日	金	●	●		●		
2月23日	土						
2月24日	日						
2月25日	月	●		●	●	南淡庁舎	
2月26日	火	●	●				
2月27日	水	●	●	●	●	三原市民センター	商工会本所
2月28日	木	●	●		灘連絡所	緑庁舎	緑市民センター
2月29日	金	●		●			
3月1日	土						
3月2日	日						
3月3日	月	●	●	●	●		
3月4日	火	●	●	●	●	三原市民センター	
3月5日	水	●	●	●	●		
3月6日	木	●	●	●	●	南淡庁舎	商工会南淡支所
3月7日	金	●	●	●	●		
3月8日	土						
3月9日	日	●	●	●	●		
3月10日	月	●	●	●	●		
3月11日	火	●	●	●	●		
3月12日	水	●	●	●	●		
3月13日	木	●	●	●	●		
3月14日	金	●	●	●	●		
3月15日	土						
3月16日	日	●	●	●	●		
3月17日	月	●	●	●	●		

相談時間 9:00～16:00
沼島出張所は2月20日（10:00～15:00）、灘連絡所は2月28日（10:00～15:00）※灘・沼島以外の連絡所等での受付は行っていません
※12:00～13:00の間は昼休み

9:30～15:00
9:30～16:00（受付は15時まで）

※土地建物等を売却された場合の譲渡所得・株・先物取引・消費税・青色申告・贈与税の申告は、市役所の相談会場では受付できませんので、洲本税務署（☎24-1212）をお願いします。ただし、土地建物等を売却された場合の譲渡所得の申告以外は、税務署・税理士による出張相談会場でも申告いただけます。

※3月9日・16日（日）の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、問合せ等にお答えできない場合があります。

⑥ 還付を受けられる方は、申告者名義の口座番号等がわかるもの

⑦ 申告書、印鑑（認印）等は昨年確定申告をされた方には税務署から、市県民税の申告をされた方には市役所から、それぞれ申告書が送付されます。（給与・年金所得者の還付のみの申告の場合には申告書は送付されませんが、洲本税務署もしくは市役

の証明書（領収書不可）※紛失された方や届いていない方は、再発行を受けてください。控除額証明書コードセンター（☎0570・00・9911）

⑦ 申告書、印鑑（認印）等は昨年確定申告をされた方には税務署から、市県民税の申告をされた方には市役所から、それぞれ申告書が送付されます。（給与・年金所得者の還付のみの申告の場合には申告書は送付されませんが、洲本税務署もしくは市役

所税務課へご請求ください）

申告会場は混雑します
あらかじめ分類・集計を毎年、申告開始直後の1週間や申告期限前の1週間、特に月曜日や各日午前中、雨天時が混雑しています。営業・農業・漁業等の収支

内訳書や医療費控除の領収書等は、あらかじめ分類して集計をお願いします。整理ができていない方が多いと、さらに混雑する原因になります。申告書が完成し提出のみの方は、申告相談会場で職員に直接手渡しください。この場合、待ち時間はありません。

e-Tax用のパソコンを設置します

e-Tax（国税電子申告・納税システム）：<http://www.e-tax.nta.go.jp/> は、自宅のパソコンから各種申請や届出、確定申告、納税が可能です。e-Taxで申告すると、所得税額から最高5千円が控除されます。（19年分または20年分のいずれか1回）。e-Tax普及のため、市役所での確定申告会場（灘・沼島を除く）でe-Tax用のパソコンを設置します。電子証明書付住基カードをお持ちの方は、ご自分で申告書を作成する事が出来ます。申告書作成の相談は混雑状況により、長時間お待ちいただく場合があります。

※ 電子証明書取得には市役所総合窓口で4日程必要です。

なお、e-Taxを利用しない場合は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも申告書を作成する事が出来ます。申告書を印刷し、必要書類と共に提出ください（5千円控除なし）。